

令和 8 年第 9 回五所川原市農業委員会総会シナリオ
【令和 8 年 8 月 1 0 日（月）】

司 会 ただ今から令和 8 年第 9 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 （あいさつ）

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 （議長席へ）

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席委員数は〇〇名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 1 番 ^{さとう}佐藤 ^{よしいち}善一 委員、1 2 番

^{いちのへ}一戸 ^{たかし}孝志 委員のご両名を指名いたします。また、書記には阿部金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、外崎事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、奈良市浦支所長にお願いいたします。

次に、次第５業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和８年７月３１日午後１時３０分から、柳原一夫委員、松本浩幸推進委員、鳴海博隆推進委員で五所川原北地区の法務局登記官照会１件の現地調査を行いました。

また、令和８年８月３日午前９時３０分から、工藤昇委員、福士浩樹推進委員、岩渕貴仁推進委員で五所川原南地区の非農地判定に係る現地調査１件を行いました。

議 長 それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第３５号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 １ページをご覧ください。

議案第３５号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第１条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転４件、無償所有権移転２件、賃借権設定５件です。申請内容については２ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第３５号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 5 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 5 号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 3 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 9 ページをご覧ください。

議案第 3 6 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 8 件、再配分 2 件、売買 2 0 件です。

1 0 ページから 1 3 ページまでの 8 件は、一括方式による貸借の促進計画で、1 4 ページの 2 件は、受け手の変更による再配分、1 5 ページから 2 8 ページまでの 2 0 件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 9 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 3 6 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第36号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。
つづきまして、議案第37号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 29ページをご覧ください。

議案第37号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、農地の現況等を調査した結果を下記のとおり回答するため承認を求めるものであります。件数は1件です。

1番 大字飯詰字影日沢、畑1筆、187㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、倉庫が建築され、宅地の一部となっているため、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真等については、３０ページをご覧ください。

議長 議案第３７号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)
参与 (回答)

議長 他にございませんか。
委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第３７号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第３７号について原案とお承認いたします。

つづきまして、議案第３８号 遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 ３１ページをご覧ください。

議案第３８号「遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。

遊休農地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

1 番 大字姥范字船橋、田 1 筆、150 m²

判断対象地現況確認結果をご覧ください。

3 2 ページは、令和 8 年 8 月 3 日に実施した利用状況調査で農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料です。

3 3 ページからは、非農地判断をした農地の写真です。

非農地と判断した理由は、長年の休耕により森林の様相を呈しており、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。

議 長 議案第 3 8 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)
参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。
委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 8 号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第 3 5 号から議案第 3 8 号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 農地パトロールが 17 日から始まります。タブレットを十分に充電して持ってきてください。

 農業委員の改選・募集告知が 9 月 25 日の広報に掲載されます。募集人数は 25 名です。

議 長 その他、何かございませんか。
 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
 慎重なご審議ありがとうございました。